

日医発第 333 号 (情シ) (保険)
令和 7 年 5 月 23 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

顔認証付きカードリーダーの故障時等におけるマイナ資格確認アプリの
利用開始について (周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムに関して、顔認証付きカードリーダーの故障等の理由により、患者が資格確認できない場合において、今般、モバイル端末等を利用したオンライン資格確認を行うことが可能となったことを踏まえ、当該資格確認の際にご利用いただけるアプリケーション(マイナ資格確認アプリ)が配信され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

マイナ資格確認アプリを活用することにより、本人認証の方法として、4桁の暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認(暗証番号の入力が不要)することが可能となりました。

主な利用用途としては、①顔認証付きカードリーダーの故障時のほか、②車いす等の利用者や高齢者・障害者、発熱外来(通常とは異なる受付動線)など顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合などが想定されております。

マイナ資格確認アプリの利用にあたっては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からオンライン資格確認等システムにおいて、本アプリを利用するための初期設定等が必要です。これらの具体的な手順については、「【別紙】「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方】

マイナ資格確認アプリの手順書は下記の医療機関等向け総合ポータルサイト内のページよりご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365

2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら

③ 操作マニュアル

H マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方

【別添資料】

- ・【事務連絡】顔認証付きカードリーダーの故障時等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）
- ・【別紙】「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備

事務連絡
令和7年5月21日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの故障時等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について (周知)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

顔認証付きカードリーダーの故障等の理由により、患者が資格確認できない場合において、今般、モバイル端末等を利用したオンライン資格確認を行うことが可能となったことを踏まえ、当該資格確認の際にご利用いただけるアプリケーション（マイナ資格確認アプリ）が配信されました。

マイナ資格確認アプリを活用することにより、本人認証の方法として、4桁の暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認（暗証番号の入力が不要）することが可能です。

主な利用用途としては、①顔認証付きカードリーダーの故障時のほか、②車いす等の利用者や高齢者・障害者など顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合などを想定しております。

マイナ資格確認アプリの利用にあたっては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からオンライン資格確認等システムにおいて、本アプリを利用するための初期設定等が必要です。これらの具体的な手順については、別添資料をご参照ください。

なお、今般のマイナ資格確認アプリの配信に伴い、医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーの画面と同様に、高額療養費の限度額情報の提供に係る同意を省略する仕様としております。

貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

別添資料 「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備

以上

「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備

『顔認証付きカードリーダーの故障時等において「マイナ資格確認アプリ」を利用するにあたっては、外来診療等(通常とは異なる動線)機能を活用する必要があり、そのための事前準備として、オンライン資格確認等システムでは以下の3つの作業が必要となります。

各作業の詳細については、次ページ以降(2~4ページまで)をご確認ください。

- ① 環境情報の設定
- ② アクティベーションコードの発行
- ③ 一般または医療情報等閲覧アカウントの作成

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。



01

オンライン資格確認等システムを起動します。

資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開き、《システムの利用を始める》をクリックします。

02

ID 及びパスワードを入力し、管理ログインします。

管理アカウントの《ユーザ ID》《パスワード》を入力し、《ログイン》をクリックします。

外来診療等(通常とは異なる動線)機能を利用するため、事前準備の1つ目として、「①環境設定情報の設定」の変更をお願いします。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。



01

《環境設定情報更新》をクリックします。

[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。

02

《通常とは異なる動線機能》を「利用する」に変更します。

「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《外来診療等(通常とは異なる動線)機能》を「利用する」に変更します。

2

アクティベーションコードの発行

次に、事前準備の2つ目として、「②アクティベーションコードの発行」をお願いします。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」に詳細を記載しています。



拡大

マイナ資格確認アプリ管理
 > アクティベーションコード管理



Aさんがスマホ1、スマホ2を、
 Bさんがタブレットを使用する場合の
 端末識別メモ情報の設定例

① : A のスマホ1
 ② : A のスマホ2
 ③ : B のタブレット

**※複数台発行する場合は
 1台ごとに発行をクリックする必要があります**



01

《アクティベーションコード管理》をクリックします。

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。

02

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

03

アクティベーションコードが発行されます。

アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

3 一般または医療情報閲覧アカウントの作成

次に、事前準備の3つ目として、「③一般または医療情報等閲覧アカウントの作成」をお願いします。



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザ名	任意の名称を入力
ユーザ名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

01

《アカウント管理(登録)》をクリックします。

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理(登録)》をクリックします。

02

各項目を入力し、《登録》をクリックします。

権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名(カナ)、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。

- ※ 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。
- ※ 作成したアカウントのユーザーIDとパスワード、管理者アカウントで発行したアクティベーションコードを使って、初回アプリ利用時にログインを行います。詳しくは、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照ください。